

第8回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和7年1月31日（金）
午前9時24分から午前11時17分
- 2 場 所・・・市役所別館2階会議室4
- 3 出席委員・・・農業委員 18名
農地利用最適化推進委員 13名
- 4 欠席委員・・・酒井浜子委員
- 5 議事
議案第1号 農地法第3条の許可申請について
議案第2号 農地法第4条の許可申請について
議案第3号 農地法第5条の許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画について
議案第5号 農用地利用集積等促進計画について
議案第6号 非農地証明願について
議案第7号 農地等利用最適化の推進施策に関する意見書の提出について
- 6 農業委員会事務局 田中事務局長・水元・野上・藏富・南崎

7 会議の内容

時間	発言者	発言内容
9:24	議 長	皆さん、おはようございます。ただ今から、第8回日南市農業委員会総会を開会いたします。 13番、酒井委員、南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元委員より欠席届が提出されております。 ただ今の出席農業委員は18名、農地利用最適化推進委員は12名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に14番の平部勇一委員、15番の谷口宏文委員の両名を指名します。 次に、本日の日程につきまして、事務局より説明をお願いします。
	事務局	おはようございます。それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。本日は、議案上程、提案

	事務局	理由説明のあと、地区別審査を行い、その後全体審査を受け、採決ののち閉会したいと思います。以上でございます。
	議 長	お諮りいたします。ただ今、事務局が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	異議がないようですので、原案どおりの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。 議案第1号から議案第7号について一括上程し、議題とさせていただきます。ここで、提案理由を事務局より説明をお願いします。
	事務局	提案理由の説明の前に、議案の修正がございますのでお願いいたします。総会資料1ページ、議案第1号、農地法第3条の許可申請、受付番号7番につきまして、申請者から修正依頼がありましたので、地番「外3筆」を「外2筆」、面積「2,341㎡」を「2,078㎡」に訂正をお願いします。 次に、申請者から取り下げ申請がありました。総会資料1ページ、議案第1号、農地法3条の許可申請、受付番号4番、総会資料3ページ、議案第3号、農地法第5条の許可申請、受付番号1番、総会資料4ページ、受付番号15番、総会資料21ページ、議案第5号、農用地利用集積等促進計画、受付番号69番の削除をお願いします。 それでは、ただ今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。 まず、総会資料1ページです。議案第1号、農地法第3条の許可申請につきまして農業委員会に対し、申請がありました8件について当農業委員会として許可すべきか否かを審議していただきますよう提案いたします。申請の内容につきましては、所有権移転が8件で、受付番号1番は、経営移譲のため、受付番号2番、3番、5番から9番は、経営規模拡大のためとなっております。 次に、総会資料2ページです。議案第2号、農地法第4条の許可申請につきまして、県知事への申請がありました5件について意見を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容については、受付番号1番、3番、4番は、植林のため、受付番号2番は、駐車場・通路用地のため、受付番号5番は、一般個人住宅用地のためとなっております。 次に、総会資料3ページ、4ページです。議案第3号、農地法第5条の許可申請につきまして、県知事への申請がありました13件について意見を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容については、所有権移転が12件で受付番号2番から6番、9番、12番は

	事務局	植林のため、受付番号10番、13番は一般個人住宅用地のため、受付番号8番は位置指定道路のため、受付番号11番は、駐車場・資材置場用地のため、受付番号14番は養鶏施設のためとなっております。使用貸借権が1件で、受付番号7番は、一般個人住宅用地のためとなっております。 次に総会資料5ページ、6ページです。議案第4号、農用地利用集積計画につきまして、市が利用集積計画を定める場合、農業経営基盤強化促進法の規定により農業委員会の決定が必要でありますので、7件について審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が7件となっております。 次に総会資料7ページから47ページです。議案第5号、農用地利用集積等促進計画につきまして、利用集積等促進計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農業委員会の決定が必要でありますので、210件について審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、中間管理権設定が210件となっております。 次に、総会資料48ページです。議案第6号、非農地証明願について、証明書交付手続き要領に基づき、証明願のありました3件について、当農業委員会として申請書どおり証明してよいか、審議していただきますよう提案いたします。受付番号1番から3番は、10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難なため、非農地として証明するものであります。 次に、総会資料49ページです。議案第7号、農地等利用最適化の推進施策に関する意見書の提出について、農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づき、農地等利用最適化推進施策について意見書を日南市に提出するにあたり、取りまとめられた内容を審議していただきますよう提案いたします。 以上、説明いたしました、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
	議 長	ただ今、説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場は、事務局より説明をお願いします。
	事務局	地区別審査会場の説明をいたします。東郷・鶴戸地区と南郷地区が、会議室5、吾田・油津地区と飢肥・酒谷地区が、会議室6になります。細田・大窪地区、北郷地区につきましては、会議室7になります。以上の会場でお願いいたします。

10:14	議 長	ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始いたします。地区別審査会は、午前10時10分をめぐりに終了し、本会場にお集まりください。それではお願いいたします。 地 区 別 審 査 （各会場にて）
	議 長	それでは、地区別審査が終わりましたので、議事を再開いたします。 議案第1号、農地法第3条の許可申請について8件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番につきまして担当委員より報告願います。
	山口(光)	7番、山口です。受付番号1番について説明します。申請地は、国道220号線沿いにあるJAガソリンスタンドを都城方面に200mくらい行ったところの左側の2筆と右側の1筆です。1月25日に譲受人と現地確認しました。譲渡人と譲受人は親子関係にあり、譲渡人は病気療養中で管理が困難なため息子に移譲することになったそうです。息子は今までどおり水稻、野菜を作付けし管理するそうです。特に問題ないと思います。ご審議方よろしくをお願いいたします。
	議 長	続きまして、受付番号2番につきまして担当委員より報告願います。
	三 賢	飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号2番について説明します。1月25日に現地を確認しています。申請地は、広域農道の永吉交差点から吉野方の方へ100mくらい行った橋の手前より右へ700～800m行くと左手の川沿いに耕地整備された水田地帯があり、その間の農道を300m程行った4筆になります。譲受人が所有している田んぼの脇にあるので買取り、規模拡大することとします。譲渡人は宮崎在住であり、高齢のため離農とのこととします。何ら問題ないと思います。譲受人、譲渡人に電話で確認済みです。ご審議方よろしくをお願いいたします。
	議 長	続きまして、受付番号3番につきまして、担当委員より報告願います。
	平 方	東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号3番について説明します。1月24日、譲受人立ち会いのもと現地確認を行いました。申請地は、東郷橋から星倉方面に100m進み、右側の旧道に100m入ると建設会社の看板があり、その横になります。譲渡人は高齢者のため管理が困難になり、経営規模縮小するため、譲受人を探していたところ、今回の話がまとまったようです。譲渡人と譲受人は、近所に住んでおり、周辺は譲受人の田んぼで申請地が自宅横にあり、農地

平 方	を集約できることで、安定かつ農業経営が出来ると思います。譲渡人には、電話で確認しました。特に問題はありません。ご審議方よろしくお願いいたします。
議 長	続きまして、受付番号5番につきまして、担当委員より報告願います。
日 高	細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の日高です。受付番号5番について説明します。1月25日、譲渡人の妻立会いのもと現地確認し、譲受人には、自宅にて確認しました。申請地は、上毛吉田公民館から東側の農道を300m程上ったところでは、少し荒れている所もありましたが、譲受人が今後、管理されれば良くなると思いました。許可妥当だと判断しました。ご審議方よろしくお願いいたします。
議 長	続きまして、受付番号6番につきまして、担当委員より報告願います。
井上(英)	細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の井上です。受付番号6番について説明します。1月24日、譲渡人に確認を取り、1月28日に譲受人と共に現地確認を行いました。申請地は大窪小学校から串間方面に県道を約200m行き、左に曲がり、柑橘園地帯を約800m行った場所にある柑橘園になります。譲渡人は隣の寺村地区を拠点に柑橘生産をしています。高齢になり、後継者もないため、規模縮小を考えて、飛び地である申請地の近隣で柑橘生産している譲受人に相談されたそうです。譲受人は大規模に柑橘生産を行っております。何も問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いいたします。
議 長	続きまして、受付番号7番につきまして、担当委員より報告願います。
谷 元	1番、谷元です。受付番号7番について説明します。1月27日に現地確認をしました。譲渡人は離農、譲受人は水稻、露地野菜の作付けをしており、規模拡大による取得になります。水田の2筆の所在地は、県道日南高岡線沿いのスーパーマーケット先の踏切を通り、左に木材会社がありますが、その東側になります。もう1筆は、高速道路を通過して、東側法面にある水田になります。畑については、旧北郷中学校の南側、約400mのところにある市営妙満寺住宅付近になります。今回申請4筆中、1筆、削除しておりますが、現地確認をしたところ農地の様相を呈しておらず、非農地として申請するように申請者と事務局と協議をし、削除しています。以上です。
議 長	続きまして、受付番号8番につきまして、担当委員より報告願います。

10:25	池 田	16番、池田です。受付番号8番について説明します。1月25日に現地調査しました。1月27日に譲受人と電話で確認をしました。譲渡人と譲受人はいとこの関係であります。申請地は、旧南郷町役場庁舎の南側に広がる耕地整備された区域の中に位置する第一種農地であります。申請されている農地は、譲受人所有の農地に隣接しており、これまで譲受人の農地と合わせて、第三者によって耕作されていましたが、今回、貸借契約を解除し、この農地を無償で譲受けることにより2筆合わせて自ら耕作をされとのことです。現地確認をしたところ、この2筆とそれに隣接する農地と合わせて3筆、畦畔が取り払われており、2500㎡の1筆の農地となっており、3筆全体が既に一体的に元起こしがされている状態でありました。農地法第3条による所有権移転の許可については事務局と相談しましたが、申請する農地と自らの農地、隣接する農地と合わせて、畦畔を復元する条件を付して申請されるのであれば問題ないと判断しています。ご審議方よろしく申し上げます。
	議 長	続きまして、受付番号9番につきまして、担当委員より報告願います。
	加 藤	南郷地区農地利用最適化推進委員の加藤です。受付番号9番について説明します。1月25日に調査を行いました。譲渡人につきましては、電話で確認をしております。申請地は、賛波地区に入りまして、国道から県道に入る三差路から市木の方へ300m程行ったところの道路横の畑になります。今回、譲受人が住宅を購入され、住宅側にある畑を耕作されとのことです。ご審議方よろしく申し上げます。
	議 長	ただ今の各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	議案第1号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第1号は、原案どおり許可することに決定しました。
	議 長	次に議案第2号、農地法第4条の許可申請について、5件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について担当委員より報告をお願いします。
	三 賢	飫肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号1番について説明します。1月25日、譲渡人、譲受人には

三 賢	電話で確認し、現地確認しました。申請地は広域農道を飢肥から北郷の方に抜けていくと茶屋がありますが、それより500m行った道路左側の道下になります。平成11年に相続した当時から杉が植林されており、今回、売買することになり、無断転用が発覚し、申請することになりました。周り一帯は急傾斜地で山林化しており、許可は妥当だと思います。事後承認ではありますが、始末書も添付されており、問題ないと思います。以上です。
議 長	続きまして、受付番号2番について担当委員より報告願います。
田 端	3番、田端です。受付番号2番について説明します。1月27日に現地確認を行いました。申請地は、天福球場に向かう途中に油津駅付近の踏切を渡ってすぐ右手の方です。以前は、一帯が田んぼだったそうですが、線路沿いに道路ができたために買収されたそうで、その残地で39㎡になります。地目変更をせずに舗装し駐車場として使用していました。始末書も添付されていますし、農地として使用するのは困難です。ご審議方よろしくお願いいたします。
議 長	続きまして、受付番号3番、4番について担当委員より報告願います。
日 高	細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の日高です。受付番号3番、4番の申請人は夫婦でありますので、合わせて説明します。1月27日、受付番号3番の申請人立ち会いのもと現地確認を行いました。申請地は、上塚田公民館から北の方に約100m登ったところに1カ所、2カ所目が上毛吉田公民館横の県道を吾田方面へ約300m行った左側です。2カ所とも伐期を迎えた杉山でした。周りも杉山で近くに農地はありません。申請人によると今回の地籍調査で農地であることが分かり、申請に至ったとのことで始末書が添付されており、許可妥当だと思います。ご審議方よろしくお願いいたします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号5番について担当委員より報告願います。
木 脇	北郷地区農地利用最適化推進委員の木脇です。受付番号5番について説明します。1月28日に現地確認を行いました。申請地は、日南側から道の駅きたごうの交差点を左へ曲がり、郵便局、踏切を過ぎて山手の方へまっすぐ行った新町集落内の一角です。申請地に隣接する宅地のブロック塀が壊れて、修繕する際に農地の中に倉庫を建てていることが判明しまして、今回の申請に至りました。倉庫を含めて約400㎡で始末書も添付

10:33	木 脇	されており、隣接するのは、河川の堤防敷、反対側は段差のある農地です。何も問題ないと思います。
	議 長	ただ今の各担当委員の報告について質疑はございませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第2号について許可相当と判断される方の挙手をお願いいたします。
	全委員	挙手
	議 長	はい。全員賛成ですので、議案第2号については、原案どおり許可相当とすることに決定いたしました。
	議 長	次に議案第3号、農地法第5条の許可申請について、13件の審議をお願いします。それでは、受付番号2番から4番について担当委員より報告願います。
	三 賢	飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号2番から4番について説明します。受付番号2番、3番は譲受人、譲渡人が同じで場所も近いので一緒に説明いたします。譲受人、譲渡人に電話で確認しました。申請地は、受付番号2番は、広域農道を飢肥から北郷の方向へ行くと茶屋があり、それより300m手前の道路の左右上下のところで、受付番号3番は道路を左に100m下った谷の周辺になります。譲渡人は平成28年に相続しましたが、当時から一帯は杉が植林されており、今回土地の売却にあたり無断転用であることが発覚し、申請に至りました。始末書も添付されています。周り一帯は急傾斜地で全てが山林化しています。譲受人は林業会社で伐採後は、再造林するとのことで問題ないと判断しております。以上です。 続いて受付番号4番について説明します。申請地は、広域農道と県道の永吉交差点より吉野方へ200m程行った橋を渡って、すぐ右にある消防の車庫裏が申請地の1筆、それより300m程行くと小高い山のふもとに西ノ村地区の人家が密集しており、農道が右に入っています。その農道を50m行くと右に折れているところです。申請地は山林で、申請地を挟む両隣は農振農用地で田んぼになっています。これは農地を分断するので許可はできないのではないかと思います。農業委員会事務局に相談したところ、申請地は、農用地に入っていないということで、申請があれば許可せざるを得ないということでした。譲受人に両側は農地なので、木を植える時は境界近くには植えず、枝等が農地に被り、農地に迷惑をかけないようにと申し添えたところです。始末書も添付されており、許可は妥当だと判断しております。以上です。

	議 長	続きまして、受付番号5番から7番について担当委員より報告願います。
	山 本	12番、山本です。受付番号5番から7番について説明します。まず、受付番号5番については、1月27日に譲受人立ち会いのもと現地調査をしました。申請地は西弁分で、中浦から上隈谷方面へ通じる県道から北側の山の一角になります。譲渡人は、農業と林業を営んでおります。譲渡人は伐採後、地目が農地であることが判明したため、申請するもので始末書も添付されております。許可妥当と判断しました。 次に、受付番号6番について説明します。1月27日、譲受人立ち会いのもと調査しました。申請地は西弁分の日後谷で、市のごみ焼却場と県道を挟んだ東側の山の一角になります。譲渡人は親が無断で植林したのを知らずに相続して、杉を伐採し、譲受人が土地を購入しようとしたところ、農地であることが判明して、今回の申請に至るとのことです。始末書も添付されております。譲受人は林業を営んでおり、杉を植林して管理するとのことことです。 続きまして、受付番号7番について説明します。1月24日、譲渡人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は西弁分二丁目で、電気工事会社の事務所駐車場の東側の農地です。譲受人と譲渡人は親子関係であり、父の農地の一部を借りて住宅を建築する計画です。土地は整備して、汚水生活排水は合併浄化槽を設置し、側溝へ排出する計画です。北側と東側に農地がありますが、距離をとって家を建築するとのことことです。隣接地に土砂や雨水が流出しないように措置を講じるとのことです。許可妥当と判断しました。ご審議方よろしくお願いします。
	議 長	続きまして、受付番号8番について担当委員より報告願います。
	山 元	吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の山元です。受付番号8番について説明します。1月27日に譲受人立ち会いのもと現地確認をしました。申請地は、吾田東小学校グラウンドの東側で82㎡の位置指定道路になります。譲受人は、長年日南市内で土地・建物仲介、販売等の不動産事業を手掛けています。申請地付近は住宅地として発展しており、生活に便利な場所で希望者が多い地区です。隣接地2250㎡の雑種地を3分割と5分割して販売する予定ですが、5分割の方に入る道路が里道しかなく、その里道に農地を継ぎ足し位置指定道路にします。農地との境はブロックを配置し、道路はアスファルト舗装をして、雨水は配水管を設置し、土砂の流出防止のために対策を講じて、付近の土地や作物に被害がないようにするとのことです。何も問題ないと思います。ご審議方よろしくお願いします。

	議 長	続きまして、受付番号 9 番について担当委員より報告願います。
	南	吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の南です。受付番号 9 番について説明します。1 月 28 日、譲受人立ち会いのもと現地確認し、譲渡人には自宅にて確認しました。申請地は上隈谷地区で市道上隈谷線を楠原方面へ進み、上隈谷公民館から 1 km 行った右側とさらに 1 km 行った左側になります。地目は田と畑ですが、譲渡人が相続した時には、すでに杉が植えてあったそうです。今回、売却にあたり地目が田畑だと判明し、転用許可申請に至ったそうです。始末書も添付されております。譲受人は林業を営んでおり、転用後、植林されるということです。許可妥当と考えました。ご審議方よろしくお願いいたします。
議 長		続きまして、受付番号 10 番、11 番について担当委員より報告願います。
	平 方	東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。まず、受付番号 10 番について説明します。1 月 26 日、譲受人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は東郷のコンビニを 100 m 左の方へ行った県道の横に当たります。譲渡人は 3 人で所有していますが、電話にて確認しています。譲受人夫婦は、4 歳の子供とアパートに住んでいますが、母も同居の予定であり手狭で、譲渡人の了解も得られたので本申請に至りました。申請地は整備し、汚水・生活用水は合併浄化槽により処理し、県道横の水路に排出します。隣接に害がないように擁壁を設置し、処置を施します。両サイドも住宅で正面は県道、裏は水田ですが、敷地境界より距離をとり建築します。土地改良区の意見書も添付されており、何も問題ないと思います。ご審議方よろしくお願いいたします。 続いて、受付番号 11 番について説明します。1 月 24 日、譲受人立ち会いのもと現地確認しました。譲渡人は宮崎在住のため電話にて確認をとりました。譲受人は長年日南市で不動産業、建築業を手掛けていますが、近年、建設事業の規模拡大に伴い資材置場が手狭になり、この度申請地を譲受けることで合意しました。資材置き場として土地を活用するということです。何も問題ご審議方よろしくお願いいたします。
議 長		続きまして、受付番号 12 番について担当委員より報告願います。
	作 本	8 番、作本です。受付番号 12 番について説明します。1 月 25 日、譲渡人、譲受人双方に連絡し、現地確認しました。申請地は細田上塚田地区で、広域農道と酒谷細田線の県道 54 号線の交差点から細田方面に 300 m 下り、左側の護岸を渡ったところです。現況は山林で、今回の売買で登記が田であること

作 本	が判明し、申請に至ったそうです。譲渡人は、申請地を処分されたいとのことで、令和6年に相続された時にはすでに先代が杉を植林されており、始末書も添付されています。譲受人は林業を営んでおり、造林計画書も添付されています。周囲も山林であることから何も問題ないと判断しました。ご審議方よろしくお願いします。
議 長	続きまして、受付番号13番について担当委員より報告願います。
谷 元	1番、谷元です。受付番号13番について説明します。1月27日に現地確認をしました。譲渡人は大分県在住のため、電話で確認しました。譲渡人は離農者、譲受人は住宅の建設用地として取得するものです。申請地は県道日南高岡線沿いのスーパーマーケットを過ぎ、踏切先の材木会社を過ぎますと右の方へ谷之城への侵入入り口がありますが、その中間付近の県道沿いに所在しています。申請地の北側、南側、東側については隣接している農地がありますが、敷地境界より距離をとって建築し、敷地内に擁壁、排水路を設置し、隣接地に土砂雨水等が流出しない措置、汚水・生活排水は下水道へ接続することになっています。問題ないと判断し、許可妥当と思います。以上です。
議 長	続きまして、受付番号14番について担当委員より報告願います。
田 中	18番、田中です。受付番号14番について説明します。1月27日に譲渡人、譲受人の4人に連絡をとり、譲渡人の1人に立ち会いのもと現地確認しました。申請地は湧上小学校から800mほど串間方面に行きますと右に200mほど入ったところになります。申請地は、谷間にあり日当たりが悪く、7筆続きの田んぼであり、その奥に譲受人が経営する地鶏の鶏舎があります。既存の鶏舎の手前に鶏舎を建設する計画です。南側以外は全て山林と原野になっており、南側に田んぼが続いていますが、し尿等はほとんど出ませんが、流出しないようにシラス等を置いて管理するとのことです。問題ないと思います。ご審議方よろしくお願いします。
議 長	ただ今の各担当委員の報告について質疑はありませんか。
全委員	ありません。
議 長	では、議案第3号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。
全委員	挙手

10:50	議 長	はい。全員賛成ですので、議案第3号については、原案どおり許可相当とすることに決定をいたしました。
	議 長	次に、議案第4号、農用地利用集積計画、所有権移転について7件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	金 丸	4番、金丸です。受付番号1番について説明します。1月28日に譲受人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は酒谷4区向田地区に広がる農地の一部になります。譲受人は施設きゅうりや水稻を栽培する農業法人で、申請地には譲受人のハウスが建っていました。問題ないと判断しました。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議 長	続きまして、受付番号2番、3番について、担当委員より報告願います。
	平 方	東郷・鶴戸地区農地利利用最適化推進委員の平方です。受付番号2番、3番について説明します。1月24日、譲受人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は、殿所桶之元で星倉トンネルを抜けて農道に入りますが、3筆は隣合わせにある田になります。現在は中間管理機構、個人間借用で譲受人に耕作管理を任せています。譲渡人が高齢になり、農地を管理することが困難なため、譲受人に基盤法で譲渡することになりました。何も問題ないと思います。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議 長	続きまして、受付番号4番について、担当委員より報告願います。
	徳 井	9番、徳井です。受付番号4番について説明します。1月27日に譲受人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は、県道28号線の大藤橋交差点から北郷方面へ約500m行った右手にあるハウス団地の中央部に位置します。譲渡人は高齢のため規模縮小するとのことで、譲受人は所有している農地に隣接する申請地を購入し、規模拡大を図るとのことです。何も問題ないと思います。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議 長	続きまして、受付番号5番、6番について、担当委員より報告願います。
	田 中	18番、田中です。受付番号5番、6番について説明します。1月25日に譲受人、譲渡人に電話連絡し、譲受人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は潟上小学校から2kmほど串間方面へ行った潟上神社から市木に抜ける県道を行くと、口ケ之地区集落があり、集落の一番外れにある家の手前50mの

10:56	田 中	ところの右上に広がる果樹園になります。50年ほど前に譲渡人、譲受人の親が交換したが、登記をしておらず、中間管理機構特例事業が始まる前に所有権移転したいとのことで今回の申請に至りました。果樹園は管理されており、何も問題ないと思います。ご審議方よろしくお願いします。
	議 長	続きまして、受付番号7番について、担当委員より報告願います。
	山 口(雄)	南郷地区農地利用最適化推進委員の山口です。受付番号7番について説明します。1月25日に現地確認し、その場で電話にて聞き取りしました。申請地は、谷之口公民館の裏手にある田んぼと谷之口集落の田園地帯一角にある細長い田んぼです。譲受人は果樹を中心に経営をされており、認定農業者であります。この水田はWCSを作付けされるとのことです。贈与になっていますが、譲渡人と譲受人は兄弟であり、2人で話し合いがされていたので、許可妥当だと判断しました。ご審議方よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今、各担当委員から報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第4号について、計画に同意される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第4号は同意することに決定しました。
	議 長	次に議案第5号、農用地利用集積等促進計画、中間管理権設定について210件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番から3番について、担当委員より報告願います。
	金 丸	4番、金丸です。受付番号1番、2番、3番について説明します。1月30日に現地確認しました。申請地は飢肥楠原地区の山之口橋付近に広がる農地の一部と、酒谷4区向原地区に広がる農地の一部です。中間管理機構の案件で何も問題ないと判断しました。ご審議方よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号4番について担当委員より報告願います。

山口(光)	7番、山口です。受付番号4番について説明します。申請地は広域農道を串間方面から山之口橋交差点を宮崎方面に向かって橋を渡り終えた左側にある田園の周辺で通称、川辺ケ野というところになります。1月25日、貸付者立ち会いのもと現地確認しました。中間管理権設定の案件で更新のため、何も問題ないと思います。ご審議方お願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号5番から68番、70番から133番について担当委員より報告願います。
三 賢	飢肥・酒谷地区農地最適化推進委員の三賢です。1月25日から30日にかけて調査しました。受付番号5番から68番、70番から133番について説明します。申請地は吉野方全域になります。全域を巡回しましたが、異状はありませんでした。中間管理権の10年に1度の再設定ですので何も問題ないと思います。借受予定者は農事組合法人が214筆、農業法人が7件、あとは個人契約が18名になります。ご審議方よろしくお願ひいたします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号134番について担当委員より報告願います。
歌 津	5番、歌津です。受付番号134番について説明します。譲渡人と譲受人に確認し、1月26日に現地確認しました。申請地は県道風田星倉線、星倉に向かって黒砂糖の製糖場がありますが、右手山側400m行ったハウスとハウスの間の3筆になります。中間管理機構の案件なので、何も問題ないと思います。ご審議方よろしくお願ひいたします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号135番から138番について報告願います。
平 方	東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号135番から138番について説明します。1月24日、貸付人に確認しました。申請地は、殿所字前田で殿所地区の水田の中央部に位置します。認定農業者で耕作管理を行っており、現況は来年の耕作の準備がされていました。中間管理機構の案件ですので、何も問題ないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号139番、140番について、担当委員より報告願います。
杉 本	10番、杉本です。受付番号139番、140番について同時に説明します。139番は延岡市の方、140番は大阪市の方ですので、電話にて1月26日に確認し、現地確認しまし

杉 本	た。139番の申請地は、西寺研修センターより酒谷方面へ300m行き、三差路交差点を右へ200m行くとお菓子工房があります。そこから300m進んだ左側の下になります。次に140番の申請地は、細田萩之嶺のガソリンスタンドから酒谷方面へ100m程進むと、左側の水田地帯の真ん中に農道があり、700mほど行った右下になります。両貸付人は市外在住で耕作ができないので中間管理機構に預ける案件です。特に問題なく許可妥当だと思います。ご審議方よりお願いいたします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号141番、142番について、担当委員より報告願います。
根 井	6番、根井です。受付番号141番、142番について貸付者、借受予定者が同じですので一緒に説明します。1月28日に借受予定者立ち会いのもと現地確認しました。貸付者には電話にて確認しました。申請地は北郷内之田駅沿いの市道を北へ300m程行ったところ、もう一カ所は市道を北に1kmほど行った市道沿いの牛舎の横です。中間管理契約で問題はないと思います。ご審議方よりお願いいたします。
議 長	続きまして、受付番号143番から210番について、担当委員より報告願います。
平 部	14番、平部です。受付番号143番から210番について説明します。1月24日に農政課の中間管理事業担当者で確認を行いました。この案件は、上中村農地利用改善組合を立ち上げて農地中間管理設定を行い、10年が経過しての再設定、更新になります。上中村農地利用改善組合の話し合いが行われ、全員が納得され、借賃についても面積が10a未満は5千円、10a以上20a未満は8千円、20a以上が1万円と面積に応じて単価が設定され、利便性が良い所と悪い所で区別されています。申請地は福祉施設周辺、南郷団地の入り口、西は国道220号線を榎原方面に向かう信号機から桜木橋付近までになります。全て綺麗に管理されていました。以上になります。ご審議方よりお願いいたします。
議 長	続きまして、受付番号211番について、担当委員より報告願います。
山 口(雄)	南郷地区農地利用最適化推進委員の山口です。受付番号211番について説明します。先ほどの平部委員の説明とほぼ同じですが、農地利用組合の方で適切に管理されていると判断しました。申請地は谷之口の直線道路の信号機から榎原方面に向かって300m程行ったところの田んぼになります。堆肥も

11:07	山口(雄)	撒いてあり、準備も完璧にされていました。許可妥当だと判断しました。以上です。
	議 長	ただ今、各担当委員から農用地利用集積等促進計画における中間管理権設定について報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	各担当委員より報告がありましたが、質疑はありませんので、議案第5号に同意される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第5号は、同意することに決定しました。
	議 長	次に、議案第6号、非農地証明願について3件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	平 方	東郷・鶴戸地区農地利利用最適化推進委員の平方です。受付番号1番について説明します。1月24日、申請代理人と申請内容について聞き取りをし、現地確認し、申請者には電話で確認しました。申請地は松永隈陣で、県道28号線の交差点のところになります。地目は畑、5.48㎡です。現況は、雑木と竹林が生い茂り、農地に復旧することは困難な状況でありました。10年以上は耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することは困難な土地ですので、非農地証明願は妥当と判断しました。ご審議方よろしく願います。
	議 長	続きまして、受付番号2番について、担当委員より報告願います。
	日 高	細田・大窪地区農地利利用最適化推進委員の日高です。受付番号2番について説明します。1月26日、申請者の娘さん立ち会いのもと現地確認しました。申請地は細田上方地区のネジ工場から東に約200m行ったところになります。現地は竹藪で荒れ放題で、周りも竹藪で一部が水田に面したところもありましたが農道を挟んで問題ないと思いました。該当事項4に該当し、証明は妥当と判断しました。ご審議方よろしく願います。
	議 長	続きまして、受付番号3番について、担当委員より報告願います。

11:11	加 藤	南郷地区農地利用最適化推進委員の加藤です。受付番号3番について説明します。1月29日に申請者立ち会いのもと現地確認しました。申請地は夫婦浦の亜熱帯作物支場から200m下ったところになります。現地は雑木が生えており、農地として管理することは困難で非農地証明は妥当と判断しました。以上です。
	議 長	ただ今、各担当委員から非農地証明願について報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	それでは、ないようですので、議案6号について証明することに賛成される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第6号について承認することに決定しました。
	議 長	次に、議案第7号、農地等利用最適化の推進施策に関する意見書の提出について審議をお願いします。意見書をご覧ください。私より説明します。昨年の8月総会時に、農業委員会事務局職員の適正配置、事務局長の兼務体制について質問があり、会長、会長代理を中心に協議をしてほしいとの意見がありました。それを受けて、9月総会時には、事務局から質問に対する回答があり、職員数は市の定数適正化計画に添っており、兼務体制については、地方自治法に則して、適正に配置されているとの回答がありました。委員からは、なぜ日南市だけ兼務体制をとっているのか、農業委員会組織は、合理化を図っていくような業務を行っていないのではないか、ということで引き続き会長、会長代理を中心として協議をしてほしいと意見がありました。11月総会時には、市町村農業委員会の上部団体である宮崎県農業会議から宮崎県に対する意見書の案を委員の皆さまに配布しましたが、その中で事務局職員が減少しており、市町村に対して事務局職員の増員を呼びかける等の農業委員会組織体制の強化と支援についての項目が盛り込まれているため、委員から日南市に対して直接、農業委員会から意見書を提出するべきではないかという意見が出ました。その後、会長、会長代理、事務局長と協議のうえ、市に対する意見書を提出する方向で検討しまして意見書案について、12月総会後に委員の皆さまにお示しをして、ご意見をお伺いしたところです。この意見書と12月総会時の意見書案との大きな違いについては、農業委員会組織体制の強化について、皆さまの意見を反映し、この項目を最重要課題と位置付け1番目の項目にし、内容もより具体的に表現しております。12月総会後の皆さまとの協議の中

11:17	議 長	で最終的な意見書の内容については、1月総会後に予定しております意見書の提出に向けて、会長と会長代理に一任する了承を頂いておりますので、この意見書で提出をさせていただきたいと思います。ただ、次回以降の意見書の参考にしたいと考えていますので、意見書の内容を含めいろいろご意見、要望等があれば、この場でお聞かせいただければと思います。いかがでしょうか。
	全委員	ありません。
	議 長	それでは議案第7号について、内容のとおり意見書を日南市へ提出することに賛成される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第7号は別紙のとおり提出することに決定しました。意見書は、本日午後に高橋市長へ私と会長代理で提出いたします。
	議 長	議事が終わりましたので、その他に移ります。事務局説明をお願いします。
		《報告事項》
		以上で総会の全てを終了します。

第8回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議 長

平賀祐史 

署名委員

平部勇一 

谷口宏文 